

消費者庁による意見募集(食品表示基準等の一部改正案に関する意見募集、2020年4月17日～5月16日まで)に対し、4月22日に下記の意見を提出しました。

○食品表示基準改正案(人工、合成を冠した用語の削除)についての意見

意見—1)

改正対象とされた人工、合成を冠した用途名・一括名は、「指定制度をはじめとする食品添加物の規制において合成と天然の差を設けない」という考え方と矛盾するものであり、消費者に著しい誤認を与えているので、改正案に賛成する。

意見—2)

「食品添加物表示制度に関する検討会」において、「当該用語を用いた『無添加・不使用表示』が消費者の誤認に繋がっている」とされ、今回の基準改正案が策定された。このことを改正の理由として十分に周知するとともに、市中に氾濫する無添加・不使用表示の是正に向けた行政の取り組みを期待する。

意見—3)

検討会の結果を踏まえて、一括表示の範囲内にとどまらず、任意表示をも含めた製品表示の変更を行なおうとする事業者に配慮し、十分な経過措置期間を設定すべきである。